

自主的避難等対象区域から宮城県に避難した家族4名（大人2名、子供2名）について、平成24年に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3及びX4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 中間指針追補に基づく避難費用・精神的損害
② 避難費用（交通費）
③ 避難費用（住居費）
④ 避難費用（申立人X3の転園費用）
⑤ 避難雑費

期 間 ①について、平成23年3月11日から同年12月31日まで
②ないし⑤について、平成24年1月1日から同年6月30日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、2,036,345円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- ① 中間指針追補に基づく避難費用・精神的損害 1,360,000円
② 避難費用（交通費） 9,600円
③ 避難費用（住居費） 357,575円
④ 避難費用（申立人X3の転園費用） 69,170円
⑤ 避難雑費 240,000円

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金1,360,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項の①ないし④の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月27日

（仲介委員 尾野恭史）